国家試験

平成22年建築基準適合判定資格者検定の施行について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条第２項の規定に基づき、平成22年建築基準適合判定資格者検定を次のとおり施行する。

平成22年５月18日　　国土交通大臣　前原　誠司

1　受検資格　一級建築士試験に合格した者で、建築行政又は建築基準法第77条の18第１項の確認検査の業務その他これに類する業務で次に掲げるもののいずれかに関して、２年以上の実務の経験を有するもの。

⑴　建築審査会の委員として行う業務

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の学部、専攻科又は大学院において教授又は准教授として建築に関する教育又は研究を行う業務

⑶　建築物の敷地、構造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査の業務（建築基準法第77条の18第１項の確認検査の業務を除く。）であって国土交通大臣が確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの

2　検定期日、時間割等

検定日	時間	区分	内容
８月27日（金）	午前10時から午後４時（午前11時45分から午後１時15分は休憩）	考査	建築基準法第６条第１項の建築基準関係規定への適合を判定するために必要な知識
		論文	建築行政又は確認検査の業務等に関する実務の経験についての小論文

3　検定地　検定地は、受検者の受検申込時における住所地の都道府県により次表のとおりとする。

住所地の都道府県名	検定地
北海道	札幌市
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	仙台市
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、新潟	さいたま市
富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重	名古屋市
滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	大阪市
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	広島市
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市

4　受検申込手続

⑴　受検申込受付期間及び時間　平成22年５月31日（月）～平成22年６月４日（金）午前10時～午後０時、午後１時～午後５時

⑵　受検申込受付場所　住所地又は勤務地の都道府県建築主務課又は同課の指定する場所

⑶　受検申込方法　受検申込みは、国土交通省令で定める受検申込書を上記⑵の場所に直接提出すること。

ただし、離島その他の遠隔地で直接申込みができない場合等やむを得ない事情がある場合に限り、郵送を認める。この場合において、受検申込受付期間の最終日までの消印のあるものに限り有効とし、封筒の表に「平成22年建築基準適合判定資格者検定受検申込書在中」と朱書し、所要の郵便切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、書留郵便とすること。

5　合格者の発表　平成22年12月16日（木）（予定）

6　その他

⑴　経歴審査は、受検申込書及び論文に基づいて行う。

⑵　解答に当たり適用すべき法令等については、平成22年１月１日現在において施行されているものとする。

⑶　天災等緊急時における検定情報については、国土交通省のホームページ上で公開するので、適宜確認を行うこと。

閣議決定等事項

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

五月十四日（金）

○国会提出案件（抜粋）

一、「平成二十一年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」及び「平成二十二年度高齢社会対策」について（決定）（内閣府本府）

公告

諸事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成22年５月10日から１週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成22年５月18日

千葉地方法務局長　斎藤　和博

記

氏名　佐々木智久

所属する司法書士会　千葉司法書士会

登録番号　千葉第944号

事務所の所在地　千葉市中央区中央四丁目10番15号　太陽ビル２階

違反行為　補助者の監督責任等

特定地域整備事業の工事完了の公告

下記の特定地域整備事業の工事は、平成22年３月31日をもって完了したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第９条第３項の規定により、なおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第27条第１項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第２項及び第117条の規定に基づき公告する。

平成22年５月18日

農林水産大臣　赤松　広隆

記

邑智西部区域特定地域整備事業における区画整理工事（戸川団地、本郷団地）

特定地域整備事業の工事完了の公告

下記の特定地域整備事業の工事は、平成22年３月31日をもって完了したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第９条第３項の規定により、なおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第27条第１項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第２項及び第117条の規定に基づき公告する。

平成22年５月18日

農林水産大臣　赤松　広隆

記

阿蘇小国郷区域特定地域整備事業における農業用道路工事

農用地整備事業の工事完了の公告

下記の農用地整備事業の工事は、平成22年３月31日をもって完了したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定により、なおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第30条第１項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第２項の規定に基づき公告する。

平成22年５月18日

農林水産大臣　赤松　広隆

記

安房南部区域農用地整備事業